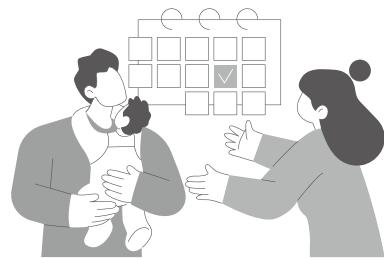


私の 育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.
61

業界全体で弁護士業務と育児を 両立しやすい仕組み作りを

女性会員（67期）

私は、第一子出産から3か月で子どもを保育園に預け、仕事に復帰しました。夫は、国家公務員で、私の復帰のタイミングで3週間ほど育休をとり、慣らし保育の期間中の送り迎えや、子の世話を全て担当してくれたため、復帰がスムーズにできました。

私は、弁護士10名程度の一般の法律事務所に所属しており、個人事件もありましたので、産休・育休を長期間取得するということもできませんでした。成年後見人として担当していた被後見人が出産2か月前に亡くなり、出産3日前に、相続人に財産の引継手続をしたり、退院して1週間後には、事務所で書類の整理などをしたり、産後1か月後には、引継ぎができなかった家事調停に出席したり、子どもを保育園に預けるまでの間は、夫が休みの土曜日に依頼者との面談を入れたりしました。

当時は、産後ハイだったこともあり、何とか乗り切りましたが、今思えば体は万全ではありませんでした。一般の法律事務所の弁護士は、事務所ごとに産休・育休の制度は異なり、収入の面などを考えると、復帰を早めざるを得ない場合もあるかと思います。育休制度が整っている企業のインハウスの弁護士という選択肢もある中で、私のような働き方をしていては、一般の法律事務所の女性弁護士のなり手は少なくなるてしまうのではないかでしょうか。

※研修や会務のために保育サービスを利用した場合、当会及び日弁連の保育サービス費用補助制度があります。
当会会員サイトの「保育サービス費用補助」にてご確認ください。

「早期独立・産休育休明け 弁護士等に関する 経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。

各事務所や弁護士会が、出産・育児をしながら弁護士業務を続けることについて、理解を深め、対策をしていただければと思います。

No.
62

育児の負担解消のために 魅力的な育児支援策を

男性会員（59期）

我が家は、私と妻、令和4年6月に誕生した第一子である長女の3人家族です。私も妻も、関東圏には親族がおりませんので、長女の面倒は妻が私のどちらかがみています。

長女が生まれるまでの私は、平日は深夜まで仕事し、土日も特別な用事等がない限り出勤するのが日常でしたが、長女が生まれ、特に長女が保育園に入所し妻が育休から復職した令和5年4月以降は、保育園への送りは私が担当することになり、土日も妻が出勤する日は私が長女の面倒をみる（又はベビーシッターを頼む）ことになりましたので、日常は大きく変わり、私が仕事に充てられる時間はだいぶ短くなりました。

育児にはこのような時間的負担だけでなく、経済的負担もかかりますので、会費免除制度を利用できたことはとてもありがたかったです。おかげさまで、長女は2歳になりましたが、時間的負担も経済的負担もまだまだ続くことを考えると、子が2歳になった以降も、会費免除制度を継続して利用できるようになれば、より魅力的な育児支援策になりますので、改善していただけるよう、期待しています。

NF